

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針） 本文（省略）	同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針） 本文（省略）

改正後										改正前									
別紙 1 取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）										別紙 1 取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）									
受付印 令和 年 月 日 国 税 局 審理課長（審理官） 酒 税 課 長 殿 照 会 者 ② 所在地 〒 ③ (フリガナ) 団 体 の 名 称 () ④ 法人番号 () ⑤ (フリガナ) 代表者等の役職・氏名 () (フリガナ) 担当者の氏名 () ⑥ 代理人 住所・居所 (フリガナ) 氏 名 () ① ※整理番号 電話番号										受付印 平成 年 月 日 国 税 局 審理課長（審理官） 酒 税 課 長 殿 照 会 者 ② 所在地 〒 ③ (フリガナ) 団 体 の 名 称 () ④ 代表者等 (フリガナ) 代表者等の役職・氏名 () (フリガナ) 担当者の氏名 () ⑤ 代理人 住所・居所 (フリガナ) 氏 名 () ① ※整理番号 電話番号									
⑦ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には照会者の責任において処理することに同意します。										⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には照会者の責任において処理することに同意します。									
⑧ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容） 別紙 1－1 のとおり										⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容） 別紙 1－1 のとおり									
⑨ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等） 別紙 1－2 のとおり										⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等） 別紙 1－2 のとおり									
⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由 別紙 1－3 のとおり										⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由 別紙 1－3 のとおり									
⑪ 関係する法令条項等										⑩ 関係する法令条項等									
⑫ 添付書類 1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙 1－4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に係る参考資料 []										⑪ 添付書類 1 代理人による照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙 1－4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に係る参考資料 []									
(注意事項) 1 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。 特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。 2 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。																			
(注意事項) 1 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。 特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があることにご留意ください。 2 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用する場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。																			

改正後	改正前
別紙 1 - 1 ⑤ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）	別紙 1 - 1 ⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

改正後	改正前
別紙 1－2 ⑨ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）	別紙 1－2 ⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改 正 後	改 正 前
別紙 1－3 ⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）	別紙 1－3 ⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

改正後		改正前																																																																																									
別紙 1－4		別紙 1－4																																																																																									
チェックシート (同業者団体等照会用)		チェックシート (同業者団体等照会用)																																																																																									
このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。 確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。		このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。 確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。																																																																																									
<table><thead><tr><th>項</th><th>目</th><th>チェック欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)</td><td>照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(2)</td><td>国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(3)</td><td>特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(4)</td><td>照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(5)</td><td>照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(6)</td><td>照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(7)</td><td>照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(8)</td><td>調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(9)</td><td>取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(10)</td><td>事実関係の認定が伴う照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(11)</td><td>照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(12)</td><td>照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(13)</td><td>照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(14)</td><td>一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr></tbody></table>	項	目	チェック欄	(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ	(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ	(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ	(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ	(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ	(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ	(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ	(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ	(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ	(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ	(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ	(12)	照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ	(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ	(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ	<table><thead><tr><th>項</th><th>目</th><th>チェック欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)</td><td>照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(2)</td><td>国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(3)</td><td>特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(4)</td><td>照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(5)</td><td>照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(6)</td><td>照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(7)</td><td>照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(8)</td><td>調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(9)</td><td>取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(10)</td><td>事実関係の認定が伴う照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(11)</td><td>照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(12)</td><td>照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(13)</td><td>照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(14)</td><td>一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr></tbody></table>	項	目	チェック欄	(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ	(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ	(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ	(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ	(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ	(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ	(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ	(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ	(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ	(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ	(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ	(12)	照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ	(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ	(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ
項	目	チェック欄																																																																																									
(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ																																																																																									
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ																																																																																									
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ																																																																																									
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ																																																																																									
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ																																																																																									
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ																																																																																									
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ																																																																																									
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ																																																																																									
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ																																																																																									
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ																																																																																									
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ																																																																																									
(12)	照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ																																																																																									
(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ																																																																																									
(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ																																																																																									
項	目	チェック欄																																																																																									
(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ																																																																																									
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ																																																																																									
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ																																																																																									
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ																																																																																									
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ																																																																																									
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ																																																																																									
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ																																																																																									
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ																																																																																									
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ																																																																																									
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ																																																																																									
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ																																																																																									
(12)	照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ																																																																																									
(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ																																																																																									
(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ																																																																																									
(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。		(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。																																																																																									
<table><tbody><tr><td rowspan="2">照会者</td><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>団体等の名称及び代表者等の氏名</td><td></td></tr></tbody></table>	照会者	所在地		団体等の名称及び代表者等の氏名		<table><tbody><tr><td rowspan="2">照会者</td><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>団体等の名称及び代表者等の氏名</td><td>印</td></tr></tbody></table>	照会者	所在地		団体等の名称及び代表者等の氏名	印																																																																																
照会者		所在地																																																																																									
	団体等の名称及び代表者等の氏名																																																																																										
照会者	所在地																																																																																										
	団体等の名称及び代表者等の氏名	印																																																																																									

改 正 後	改 正 前
「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領 1・2 （省略） 3 「③ 団体の名称」、「④ 法人番号」及び「⑤ 代表者等」 ③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号、④欄に法人番号及び⑤欄に代表者等の役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。 4 「⑥ 代理人」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。 5 「⑦ 同意事項等」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。 6 「⑧ 照会の趣旨」 取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑨及び⑩についても、同様です。）。 7 「⑨ 照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。 8 「⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由」 ⑨の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理	「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領 1・2 （省略） 3 「③ 団体の名称」及び「④ 代表者等」 ③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号を、④欄に代表者等の役職及び氏名を記載し、代表者等の印を押してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。 4 「⑤ 代理人」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 5 「⑥ 同意事項等」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。 6 「⑦ 照会の趣旨」 取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。 7 「⑧ 照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。 8 「⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由」 ⑧の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理

改 正 後	改 正 前
士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。 9 「<u>⑪</u> 関係する法令条項等」 <u>⑩</u>の見解となることの理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。 10 「<u>⑫</u> 添付書類」 照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を（ ）内に簡単に記載してください。 11 （省略）	士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。 9 「<u>⑩</u> 関係する法令条項等」 <u>⑨</u>の見解となることの理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。 10 「<u>⑪</u> 添付書類」 照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を（ ）内に簡単に記載してください。 11 （省略）

改正後										改正前													
別紙 2										別紙 2													
形式審査表（同業者団体等用）										形式審査表（同業者団体等用）													
				整理番号										整理番号									
照会者の名称						局担当者		局 課		作成年月日		照会者の名称						局担当者		局 課		作成年月日	
		審査事項				確認		補正状況						審査事項				確認		補正状況			
記載事項	1	照会者の所在地・名称の記載がある				適・不適		・ ・				2	照会者の所在地・名称の記載がある				適・不適		・ ・				
		代理人の委任状等の書類はある				適・不適		・ ・					押印漏れはない				適・不適		・ ・				
		照会の趣旨は明らかである				適・不適		・ ・					代理人の委任状等の書類はある				適・不適		・ ・				
		取引等の事実関係は明らかである				適・不適		・ ・					照会の趣旨は明らかである				適・不適		・ ・				
		求める見解の理由は明らかである				適・不適		・ ・					取引等の事実関係は明らかである				適・不適		・ ・				
		提出資料の漏れはない				適・不適		・ ・					求める見解の理由は明らかである				適・不適		・ ・				
	要件事項	7	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない				適・不適						8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない				適・不適					
			照会者の構成事業者等が行う取引等である				適・不適							照会者の構成事業者等が行う取引等である				適・不適					
			同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである				適・不適							同様の業種・業態に共通する取引等で、多数の納税者からの照会が予想されるものである				適・不適					
			調査等の手続に係るものではない				適・不適							調査等の手続に係るものではない				適・不適					
			既に取扱い等が明らかにされているものではない				適・不適							既に取扱い等が明らかにされているものではない				適・不適					
			事実関係の認定が伴うものではない				適・不適							事実関係の認定が伴うものではない				適・不適					
			事務運営指針 1 (8) に規定する要件を満たしている				適・不適							事務運営指針 1 (8) に規定する要件を満たしている				適・不適					
簡易補正	求めた方法	求めた日		求めた事項				担当者		求めた方法	求めた日		求めた事項				担当者						
		面接・電話・文書		・ ・							面接・電話・文書		・ ・										
		面接・電話・文書		・ ・							面接・電話・文書		・ ・										
		面接・電話・文書		・ ・							面接・電話・文書		・ ・										
その他連絡事項																							

改正後	改正前
〔形式審査表（同業者団体等用）の記載要領〕 1～3 （省略） 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。 (1) 「<u>7</u>」欄……個別取引等に係る事前照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。 (2) 「<u>8</u>」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。 (3) 「<u>9</u>」欄……特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること。 (4) 「<u>10</u>」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る照会でないこと。 (5) 「<u>11</u>」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと。 (6) 「<u>12</u>」欄……事実関係の認定が伴うものでないこと。 (7) 「<u>13</u>」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ト （省略） 5・6 （省略）	〔形式審査表（同業者団体等用）の記載要領〕 1～3 （省略） 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。 (1) 「<u>8</u>」欄……個別取引等に係る事前照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。 (2) 「<u>9</u>」欄……照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会であること。 (3) 「<u>10</u>」欄……特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等で、当該業種・業態の多数の納税者から照会されることが予想されるものであること。 (4) 「<u>11</u>」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る照会でないこと。 (5) 「<u>12</u>」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る照会でないこと。 (6) 「<u>13</u>」欄……事実関係の認定が伴うものでないこと。 (7) 「<u>14</u>」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ト （省略） 5・6 （省略）

改 正 後	改 正 前
別紙 4（同業者団体等用） （文 書 番 号） 令和 年 月 日 〒□□□-□□□□ (所在地) _____ (名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ⑩ _____ について (金 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、<u>御</u>照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) この文書回答は、<u>御</u>照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は _____ 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではありません。	別紙 4（同業者団体等用） （文 書 番 号） 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ (所在地) _____ (名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ⑩ _____ について (平 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、<u>ご</u>照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) この文書回答は、<u>ご</u>照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は _____ 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではありません。

改正後	改正前
別紙 5（同業者団体等用） （文 書 番 号） 金和 年 月 日 〒□□□-□□□□ （所在地） （名称） _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ⑩ _____ について （金 . . . 付照会に対する回答） （文案の例示） 標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。 なお、この回答内容は _____ 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。 記 （理由）	別紙 5（同業者団体等用） （文 書 番 号） 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ （所在地） （名称） _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ⑩ _____ について （平 . . . 付照会に対する回答） （文案の例示） 標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。 なお、この回答内容は _____ 国税局としての見解であり、照会者の構成事業者等の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。 記 （理由）

改正後	改正前
別紙 6（同業者団体等用） （文 書 番 号） 令和 年 月 日 〒□□□-□□□□ （所在地） （名称） _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ㊟ 文書回答を行わない旨のお知らせ（通知） （文案の例示） 同業者団体等からの照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の業種・業態に共通する取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当し、かつ、回答を行うことが適切と認められる照会を対象として行うこととしています。 しかしながら、令和 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答を行いませんので、お知らせします。 記 （理由）	別紙 6（同業者団体等用） （文 書 番 号） 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ （所在地） （名称） _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ㊟ 文書回答を行わない旨のお知らせ（通知） （文案の例示） 同業者団体等からの照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の業種・業態に共通する取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当し、かつ、回答を行うことが適切と認められる照会を対象として行うこととしています。 しかしながら、平成 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答を行いませんので、お知らせします。 記 （理由）